

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂3丁目10-14
電話 (243) 0141
14年5月12日

新潟民商会長 高橋武昌

税金・国保の滞納問題で四月二一日の市役所交渉には二五名集まってくれました。会員の悩みは深刻で債権管理課長をはじめ当局のみならず新潟民商・会員の声に揺り動かされていると感じました。悩んでいる本人が生活と営業を自分の言葉で語り、さらに役員がその悩みを解決することは憲法に則って住民の立場に立って欲しいと訴えました。副会長の高橋士郎さんや野上さん、支部長の渡辺さんたちも、一会員からすればなんとも頼もしく思ったことでしょう。

民商がもしないとすれば

業者は生きていきません。私たちのやっている民商運動の意味は大きく業者の地位向上に貢献している素晴らしい運動です。全商連総会が近づいています。組織を拡大し強大な陣地を回復し業者のための民商とともにつくっていきましょう。署名・拡大運動の高揚のなかで私を始め総会代議員を東京に送ってください。

業者の要求実現と組織拡大で第51回全商連総会 共済会総会(5/24~26)を成功させよう

署名・読者拡大の顕彰

■消費税署名50筆ごとに
ティッシュ5箱セット

■読者拡大1名ごとに
ティッシュ5箱セット

訪問で署名呼びかけ拡大へ

石山支部

全商連総会まで残すところ三週間ほどとなり、より多くの会員に広げた拡大行動がさらに活発化しています。石山支部では連日の会員訪問で会員・新聞の拡大と消費税増税に反対する署名を呼びかけ、それによってこれまで民商の署名や拡大などでは動かなかった会員にまで、運動の輪が広がっています。会員訪問には伊藤支部長を先頭に、三人の役員さんが参加。事務局も合わせて計五名で手分けして、読者拡大に署名、日計表の活用を呼びかけていきました。対話の中では「まともに預かつてもないのに消費税は払わな」といけません。おかしな税金だ」などの怒りの声を上げる会員さんも。訪問した会員さんは快く署名に応じてくれました。

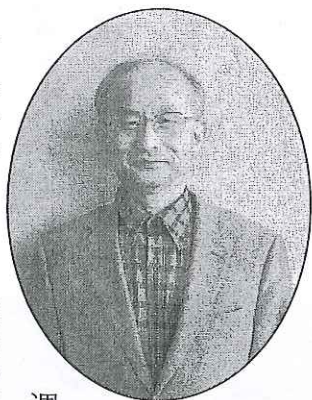
労働保険加入のみなさんへ

第二回・年度更新相談会のお知らせ

五月十六日(金) 午後一時~午後三時
新潟民商会館 四階

一年間の保険料を確定する大切な手続きです。持ち物はご案内の通りとなります。印鑑を忘れないよう、よろしく願います。

山口茂事務局員退職のあいさつ



私山口は、この度四月三〇日をもって、一応退職することとなりました。一応というのは、今後は嘱託として週三日半日勤務になるということです。

月火水の午後の予定です。現在六一歳ですが、後継者への引き継ぎのため、いましばらく微力を尽くさせていただきます。また、実家で一人暮らしの母親の生活支援の都合もあります。

想えば、入局して三四年、寺尾支部から始まって、実に多くの人と出会い、民商運動をみなさんとともに歩んできました。本当にお世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

あたらしい繋がりが出来た名刺交換会！

第6回名刺交換会

名刺交換会実行委員会

実行委員会では四月二十五日（金）に第六回名刺交換会を開催、会員、会員外から二十八名が参加しました。前は立食形式での開催だったので今回は着席形式の開催で落ち着いてじっくり話せるようにと会場をハミングプラザVIPで行いました。

参加者からは「はじめての参加でドキドキしたけれど、沢山のチャンスが掴めて良かった」、「異業種の方々との話しをする事によって色々なパワーをもらった」、「初参加でしたが、今回はぜひ会外の知り合いを連れてきたいです」、「とても有意義で素晴らしい経験でした」などの声がおおく聞かれました。



新入会員が駅前到新規開業！

商工新聞読者の堀さんが、駅前支部役員の小池さん地域の動向、酒類仕入などのアドバイスを受け、駅前に念願のロックカフェ「HINDEE」を開業！石山支部青年OBの市橋さんが堀さんと綿密な打ち合わせをし、内装工事を手がけました。開店早々、すぐ近所で「真つ赤な太陽」を営んでいる河原さんが訪問。営業に関するノウハウの話題で盛り上がったそうです。堀さんも参考になる話を聞けたと大喜びでした。また、お店のPRに名刺交換会にも参加しています。絆、繋がりがどんどん広がっています。



「税務調査」新たな動き「証拠固め」

国税庁は昨年六月、「質問応答記録書」（以下、記録書）を税務調査時に作成するよう指示しました。

「記録書」作成の目的は、税務調査後、納税者本人が認めない場合に税務署がやむを得ず一方的に課税処分をすることがありますが、後で争いになった時のための「証拠固め」を強化することにあります。

「記録書」は、聴取書などと違い調査官と納税者のやり取りがそのまま記述されるものではなく、調査官の作文なのです。従って安易な対応をしてはいけません。

どのようなことが起こるのか。例えば、売上金の単純な記録漏れであっても、納税者が「売上金を除外した」という「記録書」が作成されれば、それが裏付け証拠となつて、不正行為による仮装隠蔽と断定され、重加算税が賦課されてしまいます。このように、不当課税に結び付きかねない事態が増えると懸念されます。

対応方法など詳しくは、商工新聞四月二十八日号（八面）で紹介されていますのでそちらをご覧ください。